

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則の一部改正の概要

令和4年4月13日

健康福祉部障害者福祉推進課

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則について、年金受給権者現況届出書への住民票の写し等の添付を原則として不要とするほか、加入等申込書等の様式の押印欄を廃止するなどの改正を行いました。

1 改正する規則

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和45年千葉県規則第21号）

2 主な改正内容

（1）年金受給権者現況届出書の添付書類の見直し（第12条第2項等）

毎年5月末日までに提出する年金受給権者現況届出書（別記第29号様式）について、これまでは全ての場合に住民票の写し等の添付を求めてきたところですが、届出者の負担軽減等を図るため、今後は原則として当該書類の添付を不要とし、加入者が居住していた市町村の区域外に年金受給権者が住所を有する場合等に限って当該書類の提出を求めることとします。

（2）加入等申込書の押印の見直し（別記第1号様式等）

県の行政手続における押印見直しの一環として、加入等申込書（別記第1号様式）ほか9様式について押印欄を廃止することとします。

3 施行期日

令和4年4月1日